

令和3年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年2月26日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

1 番 北濱 陽子	(欠席)	11 番 田上 正男
2 番 池端 共栄	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	13 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	9 番 山本 秀夫	14 番 新澤 晟
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	(欠席)

(2) 欠席委員

6 番 坂下 正幸 15 番 山崎 覺治

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第4号 農用地利用集積計画について

(3) 議案第5号 非農地証明願いについて

7 報告事項

(1) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第4号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 15

事務局長	本日は2名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号7番 石倉 稔 委員及び 議席番号8番 谷内 吉夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第3号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第3号、1番を議案書をもとに朗読】

合計 2 筆 1,686 m²で内訳は田が 1,686 m²です。
本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 4 番 奥堂敏春委員よりご意見願います。

奥堂委員 21 日に現地確認を行いました。現在も耕作をしている農地であり、今後も耕作を続けていくとのこと。周辺には影響はないと考えられますのでよろしく願います。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 26 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に市長より提出のあった【議案第 4 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。

事 務 局 議案書 5 ページをご覧ください。議案第 4 号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が 26 件です。

【議案第 4 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】

機構への貸付分は合計 28 筆 53,918 m²、期間は 10 年以上で水稲です。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 議案第 4 号について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 4 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 5 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 10 ページをご覧ください。議案第 5 号の非農地願承認についてです。今月は 3 件です。 【議案第 5 号、1 番から 3 番を議案書をもとに説明】 以上、5 筆 1,541 m ² で内訳は田が 1,541 m ² です。 なお、1 番については、申請地は中段町の市道沿いにあります。申請地は県が道路用地として転用したもので、わずかな残地が生じていたところを所有者の先代にあたる方が昭和 53 年に車庫を建設し用していたとのことです。建設から 40 年以上が経過しており、農地性が失われてから相当の期間が経過しております。 また、2 番については門前町内保の山間部にあります。登記簿上の所有者は昭和 53 年に死亡しており、以後相続手続がなされないまま放置されて周辺の山林原野と同化しているものであります。 3 番については、申請地は中段町地内の国道沿いにあり、昭和 42 年に農地法第 5 条の許可を受け、住宅及び倉庫等を建設して、以後宅地として使用していたものです。

議 長	<p>それでは申請番号 1 番と 3 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東一朗 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>24 日に現地確認をいたしました。1 番ですが、写真のとおり車庫が建っております。聞き取りでも相当の期間が経っているとのことであり、周囲を見てもいまさら影響を与えるような農地はなく、問題はないと考えます。</p> <p>また 2 番ですが、近年まで作業所が建っており、以前は飲料販売会社の集配施設となっていたと記憶しております。周辺にも農地などは全くなく、問題は無いと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員 門前 4 番 高木 友龍委員が本日ご欠席なので、事務局より報告願います。</p>
事 務 局	<p>申請地については 24 日に農業委員 2 名とともに現地確認をしております。申請地は門前町内保から小石（おいし）に抜ける山中の道路沿いの緩やかな斜面上に位置しております。周辺は道路と山林に囲まれており、他の農地に影響を与える状況にはありません。高木委員からも問題無いと考えるとのことをご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 5 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 5 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 3 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付け</p>

議 長	<p>ましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 15 ページをお開きください。報告第 17 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 8 件です。</p>
議 長	<p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p>
各 委 員	<p>合計 116 筆 31,836.73 m²です。内訳は田が 22,550.52 m²、畑が 11,286.21 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
事 務 局	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 3 号】を終わります。</p>
事 務 局	<p>次に【報告第 4 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>【議案第 4 号、1 番・2 番を議案書をもとに説明】</p>
東 委 員	<p>以上、2 筆 68.25 m²で内訳は畑が 68.25 m²です。なお、申請番号 1 番は、申請地は畑である農地に農作業用施設を建設するものでありますが、自己所有の 2 アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用する場合にあたりますので、転用許可を要しない場合に該当します。申請番号 2 番は、携帯電話基地局を設置するものです。</p>
東 委 員	<p>それでは、申請番号 1 番及び 2 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見願います。</p>
東 委 員	<p>24 日に現地確認をいたしました。申請番号 1 番は用途区域内にあり、バイパスとホームセンターに囲まれた小さな畑です。周辺に農地は無く、影響は無いと考えます。申請番号 2 番の携帯電話基地局は小規模な転用であり、周囲への影響は無いと考えます。</p>
東 委 員	<p>これより質疑を許します。</p>

議 長

(意見・質疑なし)

各 委 員

質疑がないようですので【報告第4号】を終わります。

議 長

以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。

それでは第2回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。